

参考

平成〇〇年第〇〇〇〇号

負担付死因贈与契約公正証書

本公証人は、当事者の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

第1条（贈与契約）

1 贈与者〇〇〇〇（以下「甲」という）は、その所有する金〇〇万円を次の約定で受贈者特定非営利活動法人りすシステム（主たる事務所の所在地・東京都豊島区巢鴨五丁目35番37号、代表理事杉山歩。以下「乙」という）に贈与することを約し、乙はこれを受諾した。

2 前項の贈与に際しては、甲が特定非営利活動法人日本生前契約等決済機構（主たる事務所の所在地・東京都千代田区麹町4丁目5番10号麹町アネックスビル201号、理事長長吉泉。）に対して生前に預託した金員から優先的に贈与する。

なお、乙による負担の完全履行に必要な金員が、前項記載の金〇〇万円を超過した場合には、その超過部分につき甲の未払費用として、乙は甲の相続財産から支払いを受けるものとする。

第2条（効力の発効）

本件贈与は、甲の死亡によって効力を生じる。

第3条（負担事項）

1 乙は、第1条に定める贈与を受ける負担として、甲死亡による祭祀主宰者の指定を受け、その祭祀を主宰する。

2 乙は、第1条に定める贈与を受ける負担として、甲が乙に提出する「NPOりすシステム生前契約企画書（附属文書を含む）」（以下、「企画書」という。）の通り、甲の死亡後における次の事務（以下「本件死後事務」という。）を委任され、その事務処理のため代理権を付与された、各事務について完全履行しなければならない。

なお、「企画書」は随時、訂正・追加・書換え等による日付の新しいものを有効とする。

(1) 基本型死後事務

(2) 自由選択型死後事務

但し、本件死後事務には、以下の事務が含まれるものとする。

(1) 年金その他の社会保険給付等の受給事務

(2) 甲が契約者となっている各種契約について、甲の死亡による当該契約の終了手続きに関する一切の事務

(3) 上記の事務等の執行に必要な官公署等への届出、申請、公文書原本あるいは謄本等の受領等の事務

第4条（甲の意思表示なき場合等の遺骸処理）

前条第2項の事務のうち甲の遺骸処理につき、甲の意思表示なき場合、または甲が生前に指定した方法による遺骸処理が不可能な場合、乙は善管注意義務に基づいてその事務を履行する。

第5条（本契約に定めなき事項）

本契約に定めなき事項について、甲にとって必要かつ甲の利益に資すると乙が認めた場合、乙は当該事務を履行することができる。

第6条（契約の解除）

甲及び乙は、いつでも本件負担付死因贈与契約を解除することができる。ただし、解除は公証人の認証を受けた書面によってしなければならない。

第7条（履行執行者の指定）

甲は、乙を本契約の履行執行者に指定する。

契約年月日

贈与者（甲）住所
職業
氏名 見本 印
生年月日

受贈者（乙）東京都豊島区巢鴨5丁目35番37号
特定非営利活動法人りすシステム
代表理事 杉山 歩 印